

大陸棚の延伸をめぐる手続的諸問題

古
賀
衛

はじめに — 大陸棚延伸手続問題の背景

一 大陸棚延伸制度の論点

1 海洋法条約の関連規定

2 大陸棚委員会の設置と任務・権限

二 沿岸国の申請と委員会の勧告手続

1 諸国の申請に対する委員会の手続

2 第三者の介入と紛争解決

おわりに — 日本の申請と諸国の反応

はじめに — 大陸棚延伸手続問題の背景

第3次国連海洋法会議では、排他的経済水域制度の導入が決定的になるにつれて、既に存在していた大陸棚制度の存続理由が問われるようになっていた。経済水域は、上部水域だけでなく海底を含む距岸二百海里までの空間に対して設定されるので、空間的には従来の大陸棚は経済水域に含まれることになる。排他的経済水域は、成立の経緯から、資源保存のために沿岸国に優先的権限を与えるものであって他国を排他的に締め出す性質の水域ではなく、⁽²⁾当然にすべての沿岸国が有するのではなく沿岸国の設定行為（宣言等の意思表示）によって設けられる。裏返しに言えば、大陸棚は、排他的経済水域と異なり設定行為に依らず当然に沿岸国に帰属し、陸地領土の自然の延長⁽³⁾として沿岸国に強い管轄権が認められる。この違いが大陸棚を存続させる理由となった。

しかし、二百海里排他的経済水域との関連で、大陸棚の範囲を相応に拡張する動きが一般的な支持を得て、本来の地理学的な概念である大陸棚の定義から離れて別途に法的な大陸棚を設定する必要が生じた。その結果、海洋法会議の後半では、再び地理的な概念を用いて大陸縁辺部（コンチネンタル・マージン）までを大陸棚とする案がコンセンサスによる支持を得て、単一交渉草案に採用された。⁽⁴⁾

地理学上、海底は陸地から水深二百メートルくらいまで傾斜の緩やかな海底（本来の大陸棚）が続き、そこからやや急な斜面の海底（大陸斜面）となり、水深三千メートルくらいで再び緩やかになる（大陸斜面脚部）。そして、そこからさらに緩や

かな海底が続き水深六千メートルくらいで平らな大洋底に達する。概念的には陸地領土の自然の延長は大洋底に達するまで続いているので、そこまでを大陸棚とすれば良いと考えられた。これを大陸縁辺部の外縁とよんで、大陸棚の定義に採用されたのであるが、現実には世界の海底は上記のように単純な地形ではなく、大陸縁辺部をどのように定義するかということが新たな問題となった。

そこで一躍注目されたのが、地質学上の「大陸漂移説」であった。大陸は地球のマントルの上に浮かぶ筏のようなもので、毎年数センチずつ移動しているというものである。この説の根拠として、何億年も前は南米大陸とアフリカ大陸は一つの大陸であったとか、ヒマラヤ山脈は南から流れて来たインド亜大陸とユーラシア大陸がぶつかって隆起した部分であるとか、さまざまな証拠が提示されている。日本沖合の日本海溝には、かつて海山であったと思われる山が海溝に落ち込んでいる姿が見られるという。これは海底がハワイ方向から日本海溝に向かってベルトコンベアーのように移動しているからである。

大陸漂移説によれば、海底の表面は堆積層に覆われているが、その下の地層は「陸性」と「海性」に分けることができる。そして、陸性の地層は、漂移している陸塊の一部をなすという。この結果、「大陸棚」を本来の地理学的名称ではなく、陸地の自然の延長という意味でとらえるなら、大陸棚の範囲はこの陸塊の外端までということになる。そこで、大陸棚の定義には地質学的な定義が議論されることになった。大陸棚の定義を扱う海洋法会議第2委員会では、イギリスとオーストラリアの地質学者が招かれ、地質学的観点からの提案がなされた⁽⁵⁾。

これが現在の第七六条のベースとなったが、その提案理由の説明によると大陸棚斜面の脚部 \parallel 傾斜角度の最大変化点は、深度の探査によって比較的容易に特定することができるので、大陸棚斜面脚部を基準点と定める。そこから大洋底に向かう海底

で大陸棚縁辺部の外端を特定するのは非常に困難であるため、科学的調査（多くは海上からの地震波探査）によって堆積岩の厚さを測り、その厚さが基準点からの距離の百分の一の点を求める外端とする。ただし、その点を連続して特定するには莫大な調査費用がかかるので、長さが六十海里を超えない直線で結ぶことができる。また、調査のための費用が負担になる国もあるので、その点に代わって基準点から六十海里を超えない点を用いることもできることとした（第七六条4）。

このようにして定めた大陸棚が領海基線から二百海里に満たない場合は、排他的経済水域とのバランスを考えて、二百海里までを大陸棚とすることができるようにした（同一項）。二百海里までと距離基準で規定することによって、範囲の特定が容易になった。

こうして大陸棚の範囲について基本的な枠組みができたが、二つの問題が生じた。第一に、上記の要件を満たすならば二百海里を超えて無制限に拡大することができるか、第二に、二百海里を超えて主張される大陸棚が科学的にもその要件を満たすことをどのように確保するか、ということであった。世界には、アイスランドやベンガル湾のように二百海里を超えて海山の山脈が連なっている国や、海堆が広がっている国があり、それらの国が二百海里をはるかに超える広い大陸棚を主張する可能性がある。それに対して何らかの上限を設けるべきではないかということ、海洋法会議の後半はその上限をめぐる長い交渉が続いた。そして、一応、上記の定義によって引いた大陸棚の線が二百海里を超える場合でも、領海基線から三百五十海里または水深二千五百メートルの等深線から百海里を超えてはならないとした。そして、ベンガル湾のような地形について若干の例外を設けた（同5、6項）。

第二の問題については、国際機関を設けて、二百海里を超えて大陸棚を主張しようとする国は、第七六条の要件を満たして

いることを立証するためにデータをその機関に提出し、データの適正さについて審査を受け、データが適正であることが認められればそれに基づいて大陸棚の外端を設定するという方法が考案された。そして、交渉の結果合意されたのが、大陸棚の限界に関する委員会（以下、大陸棚委員会という。）とその手続である（第七六条⁸、附属書Ⅱ）。その手続に関わる法律的問題を論じるのが本稿の目的である。

これまで第七六条成立の経緯を振り返ったのは、この問題を論じる前提として以下の点を確認するためであった。①大陸棚は、本来陸地領土の自然の延長として当然に沿岸国に帰属するという理由により、その範囲は沿岸国が決める権限を持ち第三者の審査の対象にならないとする根強い考えが諸国間にあること、②大陸棚の定義には、自然科学的基準と人為的基準、地理学的基準と地質学的基準が混在していること、③交渉段階から自然科学的要素が入ってきて、自然科学者が政治的交渉の場に影響を与えながら、最後は政治的妥協で規定が成立したこと。

以上のような制度成立の経緯は、今日の大陸棚延伸問題に影響を及ぼし、大陸棚委員会による「検討」の法的性質およびその手続の意味について不明瞭な点が残った。本稿では、この二つの問題について論じることにする。なお、日本政府も一昨年に日本周辺の海域について二百海里を超える区域のデータを大陸棚委員会に提出したが、未だ「検討」を受けている段階にある。審査の過程で周辺国との摩擦も露呈しており、推測を避ける必要があるので、本稿では日本の申請に関する問題には立ち入らないこととする（提案の概要については、「おわりに」で紹介する）。

一 大陸棚延伸制度の論点

1 海洋法条約の関連規定

海洋法条約第七六条 8 は、沿岸国が「領海の幅を測定するための基線から二百海里を超える大陸棚の限界に関する情報」を附属書 II に定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出し、委員会が行った「勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する」旨定める。

この規定は、適用において下記三つの問題を提起する。

(1) 8 項第一文は、英文では、「沿岸国は……する」という形ではなく、「情報は、沿岸国によって……委員会に提出される」という形をとっている。「提出される」の部分は、*“shall be submitted”* となっているので義務的ではあるが、主語は「情報」である。能動態に直せば沿岸国は提出する義務を負うということになるが、わざわざこの形にしたのはその点について明確な合意がなかったということではないか、この規定は情報が提出される手続を定めているだけではないか、と思われる。

大陸棚は、陸地領土の自然の延長であるので当然に沿岸国が主権的権利を有し、沿岸国の権利は、「実効的な若しくは名目上の先占又は明示の宣言に依存するものではない」。したがって、二百海里を超える大陸棚も第七六条の定義に該当すれば、大陸棚委員会の勧告によらずとも当然に沿岸国に帰属するということを意識したために、このような規定になったとも考えられる。現に、中国は、大陸棚委員会の手続を経ずとも中国の大陸棚は中国に帰属するということを主張する。

(2) 委員会の勧告「に基づいて」(on the basis of these recommendations)ということとは、どの程度まで勧告の尊重を義務づけているのか。委員会は、「勧告」を行うに過ぎない。勧告はそれ自体拘束力を持たない。しかし、第七六条8は、沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する、と規定する。したがって、勧告に従うことは義務的ではないが、勧告に従った場合にはそれに基づいて設けた限界が公的な認定を受けたのと同じ効果を持つ。勧告に従わなかった場合は、逆にそのような権威を持たないことになる。そうすると、「に基づいて」ということは実質的な拘束力を持つことになる。勧告が義務的な拘束力を持つことについては合意できなかったが、このようなフォーミュラを設けることによって、加盟国は実質的に勧告が申請国を拘束することに合意したと考えるべきであろうか。

“on the basis of”という部分は、海洋法会議の第九会期にそれまでの勧告を「考慮に入れて」(taking into account)を修正したものである。この修正は、第2委員会委員長の提案によるもので、内陸国と地理的不利国の支持を得るための修正だといわれる。しかし、他の広い大陸棚を有する沿岸国は反対を表明した。⁽⁷⁾このことから、「に基づいて」への修正は、沿岸国の裁量を制限することになると考えられていたと思われる。したがって、単に考慮に入れるだけではなく、その勧告を根拠にして限界を確定しなければならない。

さらに、沿岸国がある大陸棚の限界を勧告に基づいて設定したと主張する場合、それが真に勧告の内容に基づいているかどうかについて、誰が審査できるのか。大陸棚委員会は限界の設定に関する事項について勧告を行うだけであって、それ以後のことに対して権限を有さない。他の加盟国が問題を提起するしかないのだが、直接の利益を有さない第三国が抽象的な形で国が設定した大陸棚の限界が「勧告に基づいてない」ことを理由に争うことができるような手続または会議体は存在しない。

(3) 沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、「最終的なものとし、かつ、拘束力を有する」(final and binding) (第七六条 8 後段)。この部分は、8 項全体の解釈として、大陸棚委員会の勧告に基づいて大陸棚の限界を設定すれば、その限界は国際社会でオーソライズされたことになり、他の諸国に対しても確定的で拘束力を持つという意味で捉えられることが多いようである。学説の多数も政府も、このように解釈しているようである。⁽⁸⁾しかし、そうすると二百海里を超えた大陸棚だけが確定的になることになり、他の二百海里の大陸棚については不安定なままだということになって、不合理な点が残る。

むしろ、このように設定された大陸棚の限界は、設定した国にとって最終的であり、その国を拘束すると言っているようにも解釈できる。すなわち、そのような手続を経て設定したのだから、当該国はそれ以上大陸棚を拡大することができないという意味で最終的かつ拘束力を持つということである。第七六条におけるこの規定の位置からは、むしろその方が自然な解釈であるように見える。そうすると、この手続を経て設定された大陸棚と他の二百海里の大陸棚は、他国に対する関係においては同じ地位になるのであり、他の国は延伸された大陸棚限界について当然に承認する義務を負わず、他の大陸棚に対すると同様にチャレンジすることができることになる。

この点は、大陸棚委員会から勧告を得た後の問題であるので、海洋法当事国の間でも明確な実行がない。この手続を経て設けられた大陸棚限界は、他国も抗議できないのか、今後さらに議論を深める必要がある。

また、この制度は、領土と同じように大陸棚を客観的的制度にするものであるのか、という問題がある。国際法上の「客観的制度」は、領域の変動を規定する条約の効力が一旦生じたならばその後条約が終了しても影響を受けないことを意味するが、延伸された大陸棚も一旦設定されたら領土と同じく条約の終了・変更によって影響を受けないのであろうか。すなわち、この

ように設定された大陸棚は、既得権として将来の海洋法条約見直しの対象にならないのであろうか。この点は、他の海洋法制度も同じである。海洋法はこれまで沿岸国管轄権の範囲を広げる方向で変化して来たが、国際社会の共通利益のためには沿岸国の権限を狭めて国際的空間を広げるといふ議論もありうる。その時に、この手続に基づいて限界が設定されたことはどのような意味を持つのか、客観的的制度論の文脈で検討しておくべきであろう。

つぎに、第七六条 9 は、大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図と情報を国連事務総長に寄託し、事務総長はこれらを公表すると定めている。8 項に続いて規定されているので、8 項に基づいて沿岸国が二百海里の外側に設定した大陸棚の限界を国連に届け出てそれが公表されるということのように思われるが、第七六条の構造上は、各項が独立しているので 8 項とは別の問題を扱っているようにも見える。すなわち、9 項は第七六条の全体にかかっていると解釈することもできるので、他の二百海里内の大陸棚も同様の手続に服することになる。そうすると、二百海里を越える大陸棚を主張しない国も、9 項に基づいて自国の大陸棚を公式に登録し公表されることができることになる。また、延伸手続で何らかの遅れがある（たとえば、勧告の付与が延期された）海底を除いて、他の大陸棚のみを届け出て、公表することもできることになる。また、大陸棚は陸地領土の自然の延長として当然に沿岸国に帰属するものであるから、国連事務総長に届け出る義務はないという主張もありうる。二百海里の大陸棚は、届出の有無に関わらず、沿岸国が主権的権利を有することは確かである。そうすると、9 項は範囲が不確定な大陸棚、すなわち二百海里を越える部分だけを対象としているという解釈が意味を持つことになる。

海図の公表については、第八四条にも同様の規定があるので、9 項は専ら 8 項を受けているようにも見えるが、両者が異なる海底を対象とするということも同様に根拠がない。そして、第七六条 9 と第八四条 2 に共通の問題として、国連によって公

表されることがどのような効果を持つのか明らかではない。公表された結果、他国が一定期間それに対して異議を提起しなければ黙認したとみなされるのか。そうであれば、後に大陸棚の範囲について紛争が生じた場合には、それ以前に公表されていたことが重要な意味を持つであろう。⁽⁹⁾ いずれにしても、大陸棚の範囲を公示することは、国際社会における情報の透明化と信頼醸成のために望ましい。

9項には、「大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図」という表現がある。「恒常的に」は“permanently”の訳語であるが、その意味については研究者間で議論がある。⁽¹⁰⁾ 大陸棚が将来的に変化しないものとして確定的に海図に表示されるという意味だという意見が有力である。これを積極的に解すると、一旦確立され海図上に示された大陸棚は失われまいということになり、海面上昇や地盤の変動によつて島が失われても大陸棚は失われまいという解釈もありうる。または、9項が8項を受けて二百海里を越える海底を対象にしているとすれば、permanentlyの意味は、その海底が将来に向けて安定的に沿岸国に帰属することを意味することになる。permanentlyの一語がそのような積極的な意味を含んでいるのか議論の余地があるが、この用語が入られたことには何らかの意味が含まれていると考えるべきであろう。

第七六条10は、この条の規定が「大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない」旨定めている。大陸棚の境界画定については、第八三条が規定しているので、10項は第七六条の諸規定がそれに影響を及ぼさないことを確認していることになる。また、1項から7項まで続いている大陸棚の定義が境界画定の問題に影響しないことを確認したものとも思われる。この場合、10項は、1項の「領土の自然の延長をたどつて」という表現が自然延長派に有利に利用されることや、他の大陸棚の定義が境界画定においていずれかの国に有利に利用されることを防ぐ意図で導入されたとも思われる。

さらに、10項は、8、9項を受けて二百海里を越える外側の大陸棚の設定が境界画定には影響しないことを確認した規定であるとも考えられる。大陸棚委員会の活動がいずれかの国家に有利になる場合は、それが一方の主張をオーソライズすることになる。それを避けて、委員会の活動と境界画定問題を切り離すことを規定したとも考えられる。この規定に従えば、大陸棚委員会の勧告によって支持されたということが、境界画定の紛争において主張の根拠にはならないということになる。

この解釈は10項に積極的意味を与えるが、委員会の実行との関連では論理的に若干の不合理を生じる。すなわち、後述の通り、大陸棚委員会規則では、二百海里を超える大陸棚の申請がなんらかの海洋紛争に関する場合は審理しないことが規定されており、境界画定紛争はその「海洋紛争」に含まれる。すなわち、境界画定紛争に関する部分が含まれている場合、委員会は勧告をしないことになる。しかし、10項は、委員会の活動が境界画定紛争に影響を及ぼさないことを規定しているのだから、委員会が紛争地域を除外する必要はないことになる。しかも、委員会はデータの自然科学的評価を行うのであって、境界画定について判断するのではないから、委員会の勧告が出されたからといって、いずれかの国に有利になるわけではない。もっとも、10項は、境界画定問題との無関係を強調することによって、委員会が境界画定紛争に巻き込まれないようにするというメリットがある。

2 大陸棚委員会の設置と任務・権限

大陸棚委員会は、「大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について」勧告を行うために海洋法条約の下で設けられた国際機関である。委員会の構成、任務および手続は、衡平な地理的代表的原則に基づいて附属書Ⅱ（大陸棚の限界に関する委員会）

によつて規定される。委員会は、設置された後に手続規則 (Rules of Procedure) を定めて、それに基づいて活動している。⁽¹¹⁾

委員会は二十一名の委員からなり、締約国の国民から地質学、地球物理学または水路学の分野の専門家から選出される。実際には、三つの分野からほぼ七名ずつ均等に選ばれている。選挙では締約国政府が候補者を指名し、地理的配分(各地域から三名以上)と候補者の専門を考慮して締約国会合で選出される(五年任期で再選可能)⁽¹²⁾。委員は、選ばれた後は個人の資格で職務を遂行することを求められるが、委員が任務遂行をする間の費用は指名した国が負担する。また、関係する沿岸国は、委員会の助言に関して生じる費用を負担する。委員会の活動を補佐するために事務局は国連事務総長が提供するが、制度上、事務局は国連の一部ではなく独立した機関である。委員会は、委員会の責任の遂行に役立つと思われる科学的及び技術的情報を交換するために、活動に必要かつ有用と認められる範囲で、ユネスコの政府間海洋学委員会 (IOC)、国際水路機関等の国際機関と協力することができる。

委員会では、勧告を求める申請ごとに小委員会を設けて提出された情報を検討する。勧告を求めた国出身の委員またはその申請に助言を与えた委員は、小委員会の委員になることはできないが、上部の大陸棚委員会の手続には委員として参加することができる。小委員会は、情報を検討した後、三分の二の多数決により勧告を採択し、委員会に提出する。委員会はさらに、出席しかつ投票する委員会の委員の三分の二以上の多数による議決により、小委員会の勧告を承認する。承認された勧告は、委員会の勧告として申請を行った沿岸国と国連事務総長に対して書面によつて提出される。沿岸国は、この勧告に基づいて国内手続によつて大陸棚の限界を設定する。沿岸国は、勧告に不満がある場合は、再度改訂した後に再度新たな勧告の申請を提出することができる。委員会および小委員会内の手続については、委員会が条約附属書Ⅱに基づいて手続規則を定めている。

この中で、重要な法的ポイントは、大陸棚委員会の任務と制度上の役割であろう。附属書Ⅱ第三条の規定上、任務は、(a) 二百海里を超えて延びている区域について沿岸国が提出したデータその他の資料を検討すること、および第七六条と海洋法会議の了解声明⁽¹³⁾に従って勧告を行うこと、さらに、(b) 沿岸国の要請がある場合には、(a)のデータの作成に関して科学上及び技術上の助言を与えること、である。

沿岸国は、第七六条に従って二百海里を超えて自国の大陸棚の限界を設定する意思がある場合は、自国について条約の効力が生じた後、遅くとも十年以内にそれを裏付ける科学のおよび技術的データ⁽¹⁴⁾を添えて当該限界についての詳細 (particulars) を委員会に提出しなければならない (附属書Ⅱ第四条)。沿岸国が提出するものは、請求でも認可申請でもないことに注意しなければならない。条約文言の上、沿岸国は、沿岸国が提出した情報について勧告を行うことを委員会に申請するだけである。委員会は、沿岸国が設定する大陸棚の外縁に関するデータが第七六条の規定に適合しているかどうかについて意見を述べる機会であるので、その延伸の妥当性を「審査」するという用語は避け、単に求められて勧告を行うという表現に止めているのである。しかし、実質的には委員会が「検討」の上で勧告によって否定されなかったデータは外縁設定に使用できることになり、それに基づいて設定された大陸棚外縁は国際的に認知されたことになると思われており、その限りで申請―審査―認可の関係が予定されている。

委員会の権限は、大陸棚の外縁に関する科学的事項の検討に限られているので、そこにおける沿岸国の権利には関らない。大陸棚に対する沿岸国の権利は沿岸国に固有のもので、大陸棚の外縁を設定するのは沿岸国の権限であり、沿岸国が委員会に詳細を提出しなくても大陸棚の法的地位には影響しないといわれる。⁽¹⁵⁾

そうすると、委員会の役割は何であるのか。ある学者は、沿岸国が情報を提出し、委員会がその検討に基づいて勧告を出し、沿岸国がそれに応じて修正して再び情報を提出して同様のプロセスを繰り返しながら徐々に矯正されて適正な大陸棚の外縁が定まるといい、この過程をピンポン手続と呼んでいる。⁽¹⁶⁾ そのような過程を経る必要が生じるのは、大陸棚制度の成立以来、大陸棚の範囲が明確にされなかったという経緯に影響されていると思われる。すなわち、一九五八年の大陸棚条約第一条で、大陸棚の範囲は「開発可能な所まで」とされ、その後の技術進歩によって大陸棚が無限に延びる可能性を示した。海洋法条約では一義的な基準を設けようとしたが、結果的には解釈の幅のある規定が入れられた。

海洋法会議で大陸棚委員会の設置が条約の中に入れられたのは、大陸棚の定義が複雑になったため、沿岸国がさらに大陸棚の範囲を広げることには歯止めを設けるためであったことは明らかである。また、アメリカは、大陸棚委員会の手続は沿岸国が不当に大陸棚外縁を拡大することを防ぐための「セーフガード」であるといっている。大陸棚委員会の規定は、沿岸国が新しい大陸棚の定義によって過度に広い大陸棚を設定することを防止するために設けられたといっているのである。⁽¹⁷⁾

たしかに、大陸棚委員会の制度を除いて海洋法条約は、沿岸国の主権的権利の範囲を設定する沿岸国の権限に対して歯止めを設けていない。隣国との間で主張が競合する場合は、紛争解決手続に従うことによつて実質的な歯止めがかかる。しかし、それ以外のところでは主張が競合する相手が居ないから、沿岸国はかなりの幅で裁量を行使することができる。隣国と接しない海底部分は深海底であるので、主張が競合する相手は国際海底機構ということになるが、この制度の中で国際海底機構の参加はまったく想定されていない。この制度の客観性を確保するためには、国際海底機構も沿岸国が提供した情報の検討に参画する場が設けられるべきであった。

海洋法会議では、大陸棚と深海底の議論は別の委員会であつた。海洋法会議の終盤では、いくつかの未解決事項について集中的に審議を行うために七つの交渉グループが設けられた。大陸棚延伸と大陸棚委員会については、第六交渉グループが担当し、現在の附属書Ⅱを中心に起草作業を行ったので、第一委員会との連携を欠いていた。そのために、大陸棚と深海底の境目があいまいになった。深海底制度は、マルタ提案（バルド発言）の時から無制限に拡大する大陸棚に対するアンチテーゼの意味を持っていたのであるが、今回も深海底側に大陸棚拡大を抑える役割は与えられていない。⁽¹⁸⁾

二 沿岸国の申請と委員会の勧告手続

国際法学の視点からみると、委員会の手続は、いわゆる法的正当化の役割を負っている。二百海里を超えて大陸棚を設定する権限は沿岸国が有する。しかし、国際社会でそれを主張するには、一定の手続に従うことによって正当性を取得することが必要である。大陸棚委員会は、国際的認可のような活動をするが、そのような強い権限を与えられてはいないが、手続的な正当性を与える役割を持っている。⁽¹⁹⁾大陸棚外縁の決定権は沿岸国の手に残したまま、一種の認可的活動をするという微妙な役割を与えられている。委員会がそのような立場で機能するには、手続を公正に行うことによつてその勧告に正当性を与えることが委員会の存在意義となる。そのため、委員会は、多くの手続的な仕組みを設けている。とくに、①勧告を申請した国以外の第三国にも意見を述べる機会を与える、必要な場合には異議を唱える国の意見を聞く、②各国から出される勧告の申請とその

概要を公開する、③ 必要な情報を集める資金と技術を有しない途上国も同様にデータ等を提出できるように、途上国にも資金と技術を援助する。これらが大陸棚委員会の特徴にもなっている。

1 諸国の申請に対する委員会の手続

二百海里を超えて大陸棚の外縁を設定する可能性のある国は五十四カ国といわれる。一九九九年五月一三日より前に海洋法条約当事国になった国は、二〇〇九年五月一三日までに必要なデータを添えて勧告を申請しなければならなかった。そして期限内に提出された申請は五十一件（共同申請五件を含む）であった。途上国を始め多くの国にとつて、申請に添えるデータの調査は大きな負担であるため申請提出が遅れ、二〇〇八年末までに提出された申請は十六件で、期限の二〇〇九年五月の申請は二十二件であった。さらに、期限に間に合わず、同五月前後に「予備的情報」が四十四件提出された（同じ国が提出した部分申請は各一件として算入）。

委員会の作業は、申請の先着順に処理され、順次勧告が出される。これまでに九件の勧告が出され、日本の申請を含む四件が小委員会にて検討中である。

大陸棚委員会は、信頼確保のために情報の透明性（transparency）確保を政策として情報を公開しているが、申請に付されたデータについては厳しく守秘義務を課している。代わりに、申請の要約はアウトラインとして公表されている（Executive Summaryと呼ばれる⁽²⁰⁾）。データは専門的解析のための数値の集積（調査地点の水深、堆積層の厚さ等）であるので、申請の全体像は公表されたアウトラインで十分に把握できる。そして、アウトラインはそれに添付された海図も含めて委員会のホーム

ページによってウェブ上で公開されている。通常の紙ベースの出版物では刊行が遅れるので、ネット上の情報が最も早く信頼性のある情報源となっている。このようなネットによる大規模な情報公開も、この委員会の特徴となっている。

以下では、これまでに勧告が出された申請のうち最初の五件を例にとられた手続を概観する。

(1) ロシア

ロシアは、他国に比べて突出して早く、二〇〇一年に申請を提出した。ロシアの申請は、北極地域に二区域、北西太平洋地域に二区域を提出した。申請には、各々の区域で地震探査を行ったデータが添付された。データは、七名の委員からなる小委員会で検討された。小委員会の会合は二十回開催され、そのうち六回はロシア側も参加した。それに基づいて、二〇〇二年六月一四日に小委員会による勧告が取りまとめられた。そして、同六月二四日から五日間で委員会の審議にかけられた後、委員会による勧告が承認された。⁽²¹⁾

ロシアの申請に対しては、五つの国が口上書 (Communication) を提出した。内容は、自国との境界画定に影響しないことの確認 (カナダ)、グリーンランドとの関連でデータを準備中であるので、反対を表明しないことは黙認を意味しない (デンマーク)、委員会は北方領土に関連する部分は検討できない (日本)、未解決の境界画定問題 (バレンツ海) が含まれている (ノルウェー)、用いられた直線基線を裏書するものではない、北極海水深二千五百メートルのデータが変動している (アメリカ)、というものであった。⁽²²⁾ アメリカのコメントに見られるように、北極海のデータは不確実なものを含んでおり、北アメリカとユーラシア大陸の間にあるアメラシア海盆の地学上の問題でもあった。この部分が大陸棚の延長にあるのかどうかについては専門家の間でも意見が分かれており、評価が一致しない。Lomonosov海山やAlpha-Mendeleev海山といった海底隆起が沿

岸国の陸地領土の自然の延長に含まれるかという問題もあつた。

委員会が承認した勧告では、中央北極海については修正を提出すること、ベーリング海においては米国と調整すること、オホーツク海北部では、内容を充実させた資料を再提出すること、南部では日本と協議すること、バレンツ海ではノルウェーと協議することが助言された。小委員会は、ロシアの提出した資料が既存の科学雑誌に掲載されたデータを使用したことを指摘した。実地調査によつて資料の信頼性を調査したのではないが（委員会は現地調査を行う施設も予算も持たない）、専門家の目で見ればデータの信頼性をチェックできることを示した。また、各国に意見書の提出を認める手続（後述2参照）によつて、海洋境界画定の紛争がある地域は関係国の意見書によつて明らかになるのであり、紛争がある部分については勧告をしないとするのは第七六条10、附属書Ⅱ第九条（委員会の行為は海岸が向い合っているかまたは隣接している国の間の境界画定に影響を及ぼさない）の帰結である。また、この勧告から、委員会は部分的に承認することもできるのであり、紛争のない区域だけの部分的な申請も可能であることが分かつた。⁽²³⁾ロシアは、勧告によつてデータ等情報の修正と再提出を求められたが、現在までの所提出されていない。勧告で一度承認を拒否された部分については再提出することが困難なことを示している。

(2) ブラジル

ブラジルは、ロシアから二年半遅れて二〇〇四年五月に二番目に勧告を申請した。対象となる区域は、同国の北側の外縁と東側の外縁の円形の地域二ヶ所、約七〇万平方キロの広いものであつた。

これに対して、米国は、提出された堆積層の厚さに関するデータが別の科学調査の結果と異なることを指摘する口上書を提出した。しかし、小委員会は、米国はブラジルとの境界紛争の当事者ではないという理由で米国の申し立てを取り上げなかつた。

た。

(3) オーストラリア

オーストラリアは、二〇〇四年一月に申請を提出した。周辺十の区域について四千二百の外郭点が表示され、提出された書類は一万九千ページに及ぶ異例の規模であった。⁽²⁴⁾そして、審査のために提出されたデータはデジタル情報の形になっていて、委員会が各点の資料や根拠を分析するのにも電子技術が用いられた。南極大陸の大陸棚についての記載もあるが、南極地域に含まれる部分は大陸棚委員会の検討対象としない旨、国連事務総長への書簡が添付された。しかし、アメリカ、日本などから南極地域の扱いについて口上書が提出され、南極地域の部分は勧告に含まれないことが確認された。

(4) アイルランド

アイルランドは、二〇〇五年五月に周辺海域のうちPorcupine Abyssal Plain平原についてのみの部分的申請を提出した。口上書によれば、アイルランドは申請区域の南側と北側の区域において隣接国との間で境界画定の紛争をかかえており、その区域については申請を延期したためである。⁽²⁵⁾

しかし、申請された区域についても、デンマークとアイスランドから口上書が提出され、委員会の勧告がこの区域における両国の利益を害さないことについて確認を求めた。

(5) ニュージーランド

ニュージーランドは、二〇〇六年四月に申請を提出した。徹底的な情報公開の原則を適用して、自らほとんどのデータをインターネットで公開した。データは、既存の科学書などのデータを利用したものが多く、実際に掘削しなくてもかなりのデー

タが得られたということである。審査は、最初に同国の代表が第七六条に則つて説明をして、委員が代表に質問、代表が回答するという聴聞会形式の手続が採られた。聴聞では、委員も代表も専門の科学者なので、第七六条の適用に関する解釈論は問題にならず、個別の地形について具体的な判断がなされた。データの真偽については疑われず、提出されたデータに基づいて個別の地形がどうなっているかについて検討された。また、第七六条にいう例外的な地形を主張する場合には、比較的重い举证責任が要求された。委員会の検討の結果、勧告ではニュージールランドが提出した区域のうち約九割が認められた⁽²⁶⁾。

2 第三国の介入と紛争解決

以上見たように、諸国の審査に対しては他の第三国が口上書を提出し、すくなくならず委員会の検討に影響を及ぼしている。その数は、一つの申請に対してほぼ三つ程度であるが、その中には深刻な紛争に関するものもある。口上書の手続は、海洋法条約では想定されていなかったもので、委員会の手続規則の中で導入された。ただし、海洋法条約第八三条、第七六条10、附属書II第九条は海洋境界紛争について規定しており、これらの規定から、両国の主張が重なる紛争区域について大陸棚委員会は関係国間の交渉に影響を及ぼすような権限を持たないこと、紛争区域に関連する大陸棚外縁の決定に関する事項に影響されないことが導き出される。

委員会が採択した手続規則のルール四六の1は、向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間で大陸棚の境界画定について紛争がある場合、または領土紛争若しくは海洋紛争があるその他の場合、申請は提出できるが手続規則附属書Iに従つて検討されると規定している。すなわち、当該大陸棚がなんらかの紛争にかかわる場合も、申請を提出する権利は否

定されない。

また、同2は、委員会の行為が国家間の境界画定に関する問題に影響を及ぼすものではないことを規定している。これは、海洋法条約附属書Ⅱ第九条と同旨であるが、「向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間」という表現を使っていない。この規定が「国家間の境界画定に関する問題」という表現を使用することによってそれ以外の問題（たとえば直線基線の設定に関する問題など）を含める趣旨であるのか、手続規則の関連文書からは明らかでない。1と2を併せて読めば、「領土紛争若しくは海洋紛争があるその他の場合」を含む趣旨であるように思われる。

手続規則附属書Ⅰは、まず第1項で、大陸棚外縁の設定に関連して生じる紛争に関わる問題に関する権限が国家にあることを認める。委員会の権限が単に提出された情報の検討に限られ、設定される外縁自体に関する紛争に関らないことを注意深く確認しているのである。

そして、第2項で、海岸が向かい合う国または隣接国の間に大陸棚の境界画定について紛争がある場合、または領土紛争若しくは境界画定があるその他の場合、委員会は申請を提出する沿岸国によってその紛争について知らされること、そして申請を提出する沿岸国によって当該申請が国家間の境界画定に関する問題に影響を及ぼさないことを出来る限り保証されることを規定する。すなわち、沿岸国は申請を提出する際に、当該大陸棚がなんらかの紛争に関っていることを委員会に通知しなければならない。

沿岸国は紛争がある区域を除外して部分的な申請を提出することができる（第3項）。また、境界画定について紛争がある区域については、関係国間で共同で申請することができる（第4項）。この場合は、委員会で一旦当該海底の情報が第七六条

の要件を満たすことについて委員会の勧告を得た後に、関係国間で境界画定を行うことを想定している。

領土紛争または海洋紛争がある場合、委員会は紛争に関係する申請を検討しない。しかし、関係国すべてによる事前の同意がある場合は申請を検討することができる。それに基づいて委員会が承認した勧告は、領土紛争または海洋紛争の当事国である諸国の地位に影響を及ぼすものではない(第5項(a)、(b))。委員会は、境界画定に関する問題に影響を及ぼさないために、申請国に対して委員会に協力するよう要請することができる(第6項)。

以上のことから、大陸棚委員会は、手続規則上国家間の境界画定等の紛争には関与しないことが制度上重視されているようである。また、委員会の活動は、境界画定等に影響を及ぼさないという点で、委員会が与えた勧告は紛争の解決において一方を有利にする証拠として利用することはできないことが強調されている。しかし、実際には多くの国が申請に対して口上書を提出し、紛争の存在をアピールしている。これは、それらの国が、大陸棚委員会の勧告がなんらかの影響力を持つことを意識しているからではないのか。そうすると、委員会の勧告の意味は何であるのか。海洋法条約第七六条⁽²⁸⁾は、勧告に基づいて設定された大陸棚外縁が最終的にかつ拘束力を有することを認めている。前述の通り、この規定はいくつかの解釈が可能であるが、手続規則の諸規定と合わせて解釈すれば、紛争が関る区域においては、勧告が出されても、それに基づいて設定された大陸棚は第三国との関係において必ずしも申請した沿岸国の大陸棚と認められるわけではないということになる。この点は、手続規則が提起する問題といえよう。

現在は、提出された申請の多くは委員会の検討を待っている段階であり、二つの例を除いて、与えられた勧告に基づいて大陸棚外縁が設定されて諸国がそれを認めるに至っていない。今後、提出された申請とそれに対する諸国の口上書、申請に対す

大陸棚委員会の検討と勧告について、慣行の集積を追跡調査する必要がある。この問題は、大陸棚委員会の勧告に基づいて設定された大陸棚の法的地位として、これからの海洋法の重要な研究課題となるであろう。

おわりに — 日本の申請と諸国の反応

日本は、二〇〇八年一月一二日に十三番目の申請を提出した。⁽²⁹⁾七つの区域からなり、伊豆諸島及び南方諸島、南鳥島、沖ノ鳥島、大東島を基点とする大陸棚を延伸するものである。現在小委員会（議長ブレック委員（ノルウェー）、委員の出身国はナイジェリア、メキシコ、マレーシア、グルジア、ガーナ、オーストラリア）を設けて検討されている。第一期の聴聞手続を終え、二〇一〇年には三回の聴聞期間が予定されている。⁽³⁰⁾

これに対して、中国、韓国、米国、パラオ共和国から口上書が提出された。パラオ共和国は、同国の大陸棚延伸区域と重複する可能性を示したもので両国間の合意によって解決する旨の確認によって解決済みである。米国もマリアナ諸島の大陸棚との重複可能性を示唆したものであった。現在は、交渉の結果、いずれも日本の申請に対しては異議がない旨の口上書が出されており、解決済みといえる。

しかし、中国は、沖ノ鳥島を基点とする申請区域について、沖ノ鳥島が海洋法条約第一二二条にいう意味の「島」ではないので独自の大陸棚を持つことはできないという理由で、「沖ノ鳥島岩礁」（中国側の表現）から測って二百海里以内およびそれ

を超える大陸棚の部分について勧告を行うことは委員会の権限に入らない、したがって、委員会は沖ノ鳥島を基点とする大陸棚の延伸⁽³¹⁾についてはいかなる行為も行わないことを要請する旨の口上書を提出した。韓国も同旨であるが、中国の口上書は、さらに海洋法条約当事国は国際海底区域（深海底）の範囲を尊重し、国際社会全体の利益を害しないようにする義務を負うことを強調している。日本が申請している大陸棚延伸部分は認められないので、いずれの国にも属しない海底（国際海底区域）として国際海底機構に帰属すると主張して、開発途上国など多数の支持を得ようとしているように思える。

さらに、中国と韓国は、自らの大陸棚延伸について予備的情報（Preliminary Information）を提出し、東シナ海で各々の領海基線から二百海里を超える区域（いずれも中間線より日本側の区域）について大陸棚延伸の申請を提出する可能性を示唆している。このような申請を出しても、日本側が口上書を提出すれば紛争区域として委員会の検討対象から除外されるのは明らかであるが、自然の延長原則により日本との中間線を超えて大陸棚を主張している両国にとっては、主張の一貫性を示す意味がある。それと同時に、将来の紛争解決手続において「紛争地域」（関係国の主張が重複する区域）を申請した大陸棚限界と中間線の間（中間線から日本寄り）に設定させる意図があると思われる。⁽³²⁾

このように、大陸棚延伸問題は、近隣国との境界画定問題と結びついており、政治的に微妙な問題を含んでいる。その理由で、日本の申請とそれをめぐる手続的問題については、今後慎重な検討を重ねたうえで論じることにはしたい。

- (1) 排他的経済水域制度の基礎となったサントドミンゴ宣言は周辺のカリブ海域を「父祖伝来の海」と呼び、単に資源を囲い込むのではなく、後の世代のために沿岸国が協力して資源を保存することを制度の正当化根拠にした。
- (2) 海洋法条約の排他的経済水域の特徴は、最大許容漁獲量と余剰分の制度であり、沿岸国が漁業国を締め出す区域としての水域は、本来の排他的経済水域ではない。しかし、多くの国の排他的経済水域は、漁業専管水域の性質を持っており、いずれ制度的見直しが必要になるであろう。
- (3) 「大陸棚に関するトルーマン宣言」(*U.S. Dept. St. Bull.*, vol. 13, 1945, p. 485) は、「大陸棚を「陸地の延長であって、それに付随するもの」とみなされることを大陸棚設定の根拠とした。自然の延長概念は北海大陸棚事件判決で強調されたために同判決が最初に示したと思われがちであるが、トルーマン宣言の時から大陸棚と陸地の結びつきは強調されていた。
- (4) 海洋法会議第2委員会委員長提案。UNCLOS III, *Official Records*, Vol. IV, p. 162.
- (5) 英国地質研究所副所長(当時) Allan A. Archer 氏ら。第2委員会委員長は自ら、大陸棚の限界規定を協議する第六交渉グループの議長となり、事務局スタッフと地質学者の助けをかりて、二年余りかけて現在の第七六条と附属書IIを起草した。*Id.*, Vol. XIII, p. 82.
- (6) たとえば中国は、海洋法条約批准の際の宣言において国家主権の立場を強調した。同様に多くの国が境界画定における国家の主権を主張したため、委員会の手続規則においても境界画定は国家の基本的権利であることが最初に明記された。
- (7) 上の周辺の事情については J.F. Puvion, “The Continental Shelf Definition and Rules Applicable to Resources” in R. Dupuy and D. Vignes ed., *A Handbook on the New Law of the Sea* (Dordrecht, Martinus Nijhoff, 1991), p. 360 を参照。第2委員会の審議状況については UNCLOS III, op. cit., note 5 を参照。
- (8) Ted L. McDorman, “The Role of the Commission on the Limits of the Continental Shelf: A Technical Body in a Political World,” *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 17 (2002), p. 305 参照。
- (9) 米国外務省は、諸国の直線基線を吟味し、各々の直線基線の問題を直接指摘してきた。このことの意味については余り関心が払われていないが、国際社会全体に対する対抗性の点から再検討する必要がある。
- (10) I L A の委員会ではこの語の意味について議論されたが結論に至らなかった。同委員会の議論については Alex G. Oude Elferink, “Article 76 of the LOSC on the Definition of the Continental Shelf: Questions concerning its Interpretation from a Legal Perspective,” *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 21 (2006), p. 282 を参照。
- (11) 大陸棚委員会の概要と諸国の申請提出の活動については、玉木賢策「国連海洋法と大陸棚限界画定委員会」『学術の動向』(二〇〇五年二月号)

八頁以下を参照。玉木教授は大陸棚委員会の現委員である。なお、同号の特集「大陸棚画定を考える」の各論文は、地質学者・地球物理学者が各々の立場から大陸棚延伸問題について解説しており、海洋法に対する自然科学者の視点が見られて興味深い。

- (12) 最初の選挙は一九九七年三月に行われた。委員の出身国と小委員会への構成については、Ron Macnab and Lindsay Parson, "Continental Shelf Submissions: The Record to Date," *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 21 (2006), p. 321を参照。
- (13) ベンガル湾の取り扱いについてスリランカが提案した特別了解。条約採択の最終議定書附属書Ⅱ（大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明。ベンガル湾の特別な地形に用いられるもので、通常の大陸棚延伸には適用されない）。UNCLLOS Ⅲ, *Official Records*, Vol. XIII, p. 82; Vol. XIV, p. 84.
- (14) 多くの国にとっては、条約が発効した十年後とは二〇〇六年になるが、二〇〇一年締約国会議の決定により、大陸棚委員会の科学技術ガイドラインが採択された一九九九年五月一三日以前に当事国となった国についてはこの採択から十年後の二〇〇九年五月二二日を提出期限とした。
- (15) Report of the Eleventh Meeting of State Parties, para. 75, *UN Doc. SPL/OS/72 of 29 May 2001*.
- (16) P.R.R. Gardiner, "The Limits of the Area beyond National Jurisdiction — Some Problems with Particular References to the Role of the Commission on the Limits of the Continental Shelf" in G. Blake ed., *Maritime Boundaries and Ocean Resources* (London, 1987), p. 69.
- (17) 米国上院に出された海洋法条約の注釈書は、「委員会は、紛争の潜在的可能性と大陸棚限界の不確実性を防止しまたは減じるための仕組みを設けるために考案された。限界の設定に対する究極的責任は、過度な請求に対するセーフガードに従うことを条件に沿岸国自身に与えられている。」と述べている。1994 US Commentary, *US Senate Treaty Doc. 103-39, 103rd Congress, 2nd Session*, p. 57.
- (18) 深海底制度の議論は、大陸棚の拡大をそのまま放置すれば海底は先進国の間で分割され、深海底の富は一部の国に独占されるという懸念を提起するマルタ代表バルドの発言から始まった。しかし、大陸棚の拡張によって、有力な海底資源であるコバルトリッチクラストや熱水鉱床はほとんど大陸棚資源となり、人類の共同財産を管理する深海底制度の役割は実質的には非常に小さいものとなった。
- (19) 科学者による助言手続は、漁業保存や環境保護の分野で顕著に見られ、正当性とセーフガードの確保の機能を果たしている。Lee A. Kimball, *Treaty Implementation: Scientific and Technical Advice Enters a New Stage* (ASIL Studies in Transnational Legal Policy No. 28), (Washington DC, 1996), p. 145.
- (20) カナダの地質学者マクナブは、二〇〇四年の段階で、限界延伸手続が規定上申請国と委員会の間だけの手続であるので透明性と信頼性に欠けると指摘し、三つの手続を提案していた。すなわち、①申請区域の情報公開、②利害関係国の手続関与、③設定された限界について影響を受け

る国が説明を求める手続。しかし、①と②は大陸棚委員会の手続規則に基づいて事実上実施されている。③は勧告に基づいて眼界が設定された後の問題なので、当該国家間の紛争解決手続の問題ではない。Ron Macnab, "The Case for Transparency in the Delimitation of the Outer Continental Shelf in Accordance with UNCLOS Article 76," *Ocean Development & International Law*, 35 (2004), pp. 14.

(21) ロシアの申請の概要については、Ron Macnab and Lindsay Parson, *op. cit.*, note 12, pp. 310.

(22) 各国の口上書については、*Ibid.*, p. 311. 口上書は「大陸棚委員会のホームページでは、各申請別に Reaction of States として掲載されている。口上書の法的地位が不明瞭であるために、名称は「Notification, Communication」と呼ばれることもある。名称によって単なる情報提供という意味から反対意見の表明まで様々な意味が考えられる。口上書の本文は「国連のホームページから順に、International Law—Oceans and Law of the Sea—Commission on the Limits of Continental Shelf—Submissions—Reaction of States」を閲覧する。

(23) アイルランドは紛争のない区域だけの部分的申請を提出することによって比較的容易に勧告を受け、海図を寄託することができた。Clive R. Symmons, "The Irish Partial Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf in 2005: A Precedent for Future Such Submissions in the Light of the "Disputed Areas" Procedures of the Commission?," *Ocean Development & International Law*, 37 (2006), pp. 299を参照。

(24) オーストラリアは、海洋法会議において第七六条の原案を作った地質学者の出身国であった。それだけに同条の適用をリードする地位にある。

(25) 紛争区域については、相手国から口上書が提出されるのが予想される。提出されれば、手続規則に基づいて当該区域は検討対象から除外され、再提出の対象となる。そこで、再提出と問題の表面化を避けるため、予め紛争地域を除外しておく方法が取られた。Symmons, *op. cit.*, note 23, p. 308.

(26) ニュージールランドの申請提出の責任者であったレイウッド氏 (Ray Wood) (ニュージールランド地質・核科学研究所) の講演「国連海洋法条約に基づく大陸棚限界延長—ニュージールランドの申請の経緯から—」(二〇〇八年七月二五日、東京、講演の要旨は、「海洋政策研究財団」のホームページ (検索可能) のトピック二〇〇八年に掲載)。ニュージールランドとオーストラリアの大陸棚調査と申請の準備については、現地調査による詳細な報告書が出されている。物理探査学会大陸棚画定研究委員会海外動向調査団「国連海洋法条約第76条拡張大陸棚画定に関するニュージールランド及びオーストラリア大陸棚調査動向報告書」(二〇〇四年二月)

(27) Rules of Procedure of the Commission on the Limits of the Continental Shelf, *UN Doc. CLCS/40/Rev.1* (2008)

(28) メキシコとアイルランドは、勧告を受けそれに基づいて大陸棚延伸の限界を設定した。そして、それを示す海図を国連事務総長に寄託した

(順に二〇〇九年六月、一〇月)。しかし、設定された限界がどの程度まで勧告に忠実であるか、そして他国はその海図にどの程度まで反論できるかは明らかでない。

(29) 申請の概要については、「内閣官房総合海洋政策本部」ホームページ（検索可能）で Executive Summary が公開されている。

(30) 聴聞の様子については、Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission, UN Doc. CLCS/64 (2009), Item 8 を参照。

(31) 中国政府は沖ノ鳥島を基点とする延伸区域は三つとしているが、日本政府は二つと考えている。伊豆諸島及び南方諸島、沖ノ鳥島、大東諸島と和歌山、四国、九州の大陸棚によって囲まれたドーナツ状の区域は、日本の申請では四国海盆区域 (Shikoku Basin Region) となっており、日本本土に連なる大陸棚とみなされている。この区域は、九州と四国を足したよりやや広い面積で、本州寄りの大陸棚区域では新しいエネルギー資源メタンハイドレードが賦存する可能性があるといわれる。沖ノ鳥島周辺の大大陸棚は、太平洋側からこの区域へ入る入り口を閉ざす位置にあるので近隣国との間で大きな争点になると予想される。

(32) 中国及び韓国の予備的情報に対して日本政府は口上書を提出したという。しかし、予備的情報もそれに対する口上書も、法的地位は不明であり、その効果も明らかでない。

謝辞 この小論を大隈一武教授に贈ります。本学法学部国際関係法学科の設立と発展に尽くしていただいた同志への感謝の印として。